

## 青梅市こども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日条例第 23 号

## (設置)

第 1 条 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 2 項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市こども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定および変更に関する事項その他こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。

## (委員)

第 3 条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、13 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) こどもの保護者 2 人以内
- (3) 事業主を代表する者 1 人
- (4) 労働者を代表する者 1 人
- (5) こども施策に関する事業に係る者 7 人以内

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長および副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 子育て会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て推進担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則 (令和5年2月24日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月28日条例第4号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。